

一関市薪ストーブ設置費補助金について

市では、一関市バイオマス産業都市構想に基づく、「市民による地域に根差した木質バイオマスの利用」の促進を図るとともに、市内の森林資源をエネルギーとして活用する資源・エネルギー循環型まちづくりの推進を図るため、薪ストーブの設置に係る費用の一部を補助いたします。

○補助制度の概要

1. 申請期間 令和8年4月1日から令和9年2月26日まで



2. 補助対象設備・補助額

種類	補助対象経費	補助額	限度額
薪ストーブ（木材及び木材の廃材を燃料とする暖房器具であって、 <u>二次燃焼構造を有するもの</u> 。ペレットストーブは対象外。）	薪ストーブ本体とこれに伴う排煙設備の購入及び設置費用（消費税等を含む。）	薪ストーブ購入設置にかかる費用の10分の1に相当する額以内の額。（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	10万円

3. 予算額 300万円

※ 補助金の予算を超えると認められるときは、補助申請の受付を停止しますので、ご了承ください。

4. 交付対象者 一関市に住所を有する方、これから一関市に転入する方、市内に事業所を有する法人で次の各号に掲げる全ての要件を満たす方。

- (1) 暖房として使用する目的で薪ストーブを自らの住宅又は事業所に設置しようとする方
- (2) 個人又は法人が市税の滞納がない方
- (3) 過去に薪ストーブ設置費補助金の交付を受けたことがない、又は同補助金の交付を受けているものが同一世帯にいない方

5. 対象事業 (1) 未使用品であるもの
(2) 薪ストーブ本体とこれに伴う煙突の購入及びその設置に係る費用
ただし、設置に係る建物の増改築費用は含まない。
6. 申請書類 補助金交付要綱や交付申請書等の様式は、下記窓口に備えているほか
市ホームページ>総合案内トップページへ>産業振興>森林・林業>
>森林資源の活用>薪ストーブ設置費補助金からもダウンロードでき
ます。
7. 申請窓口 本庁林政推進課及び各支所産業建設課

◆留意事項

- ① 事前の申請が必要ですので、見積書等の必要な書類を添付して、着手前に申請してください。補助金交付決定後に購入又は工事着手してください。
- ② 薪ストーブの設置及び費用の支払いを申請年度内に完了することが必要です。
- ③ 予算総額を超える申請となりましたら、補助申請の受付を停止します。
- ④ 市外から転入予定の方でも申請は可能ですが、転入の確認をするため、住民票の提出を求めることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

○「森林資源を活用する一関市民の会」のご紹介!!!

■「森林資源を活用する一関市民の会」とは

一関市バイオマス産業都市構想の「市民による地域に根ざした木質バイオマスの利用」を推進するため、市民の有志で間伐材・未利用材を集材し、チップ工場への搬入や薪づくりとその販売により木質資源の地域循環に取り組む市民団体です。

主に11月から3月までの農閑期に活動しています。

詳しくは、森林資源を活用する一関市民の会までお問い合わせください。(電話：070-4345-2244)



間伐材の集材活動

切捨間伐材を集材するので山の片づけにもつながっています。

会員募集中!

【問い合わせ先】

〒021-8501一関市竹山町7-2 一関市役所 林政推進課 林業振興係
電話：0191-21-2111 (内線) 8435 FAX：0191-21-4221
Eメール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

薪ストーブ設置費補助金「申請・交付手続きの流れ」

